

4. 適切な PPP/PFI 手法の選択

4.1 採用手法の選択

4. 適切な PPP/PFI 手法の選択

優先的検討規程の策定例

4.1 採用手法の選択

水道事業者は、優先的検討の対象となる水道施設等整備事業について、5. の簡易な検討又は6. の詳細な検討に先立って、官民連携の手引きに基づいて当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

《解説》

多様な PPP/PFI 手法がある中で、具体的に検討している水道施設等整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI 手法を絞り込む。簡易な検討及び詳細な検討に先立ち、これらを実施する PPP/PFI 手法を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながる。

採用手法の選択については、官民連携の手引き（「第Ⅱ編 民間活用を含む連携形態の比較検討」）を参照されたい。PPP/PFI 手法の選択（採用手法の選択）は、官民連携の手引きに示す検討手順の STEP1～3 の検討に該当する。

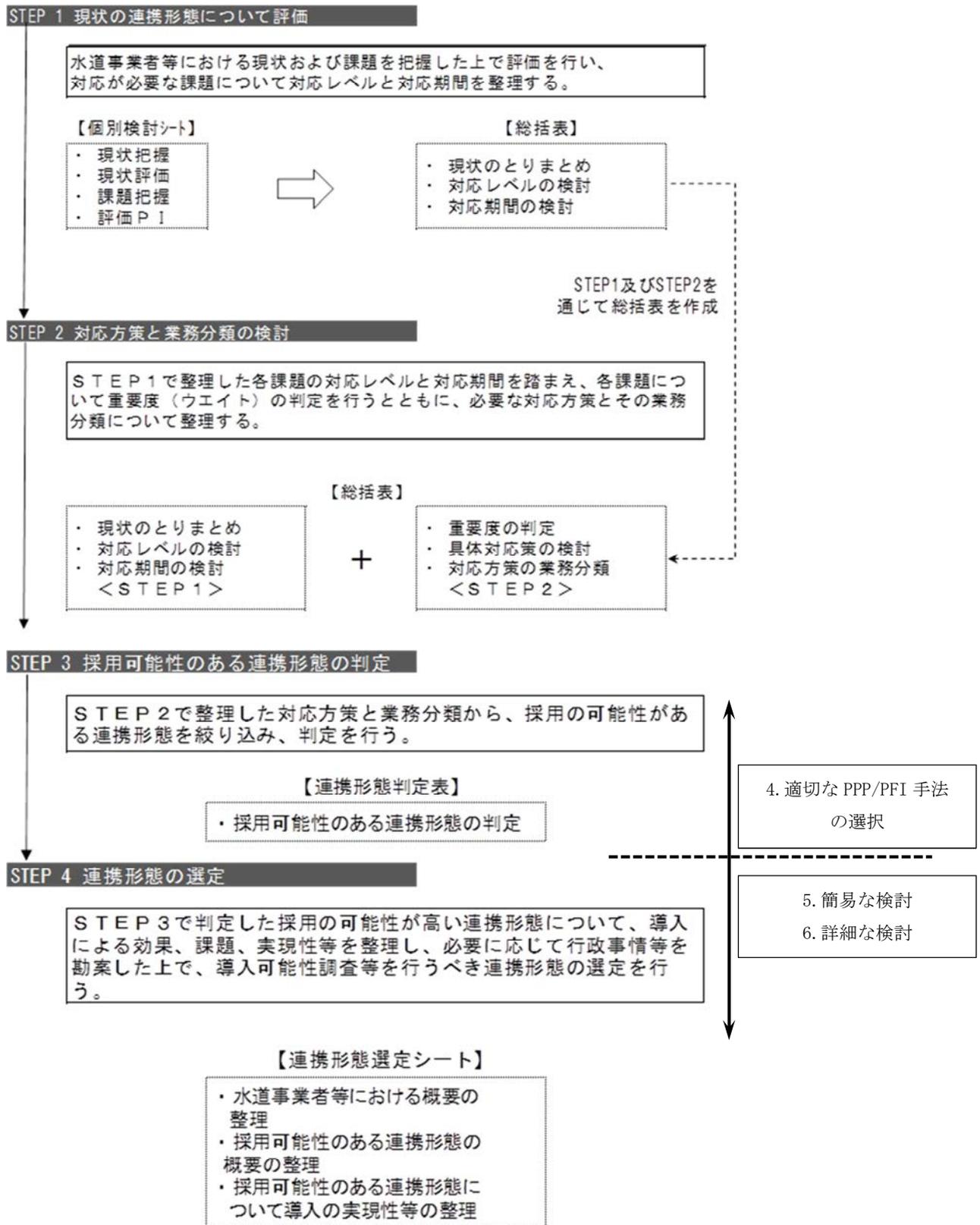


図1 「官民連携の手引き」のPPP/PFI手法の選定に係る検討フロー

参考例として、業務範囲と連携形態の関係図（図2）、連携形態と業務分類による対応可能性（図3）を示す。なお、官民連携の手引きにおいても唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとしている。

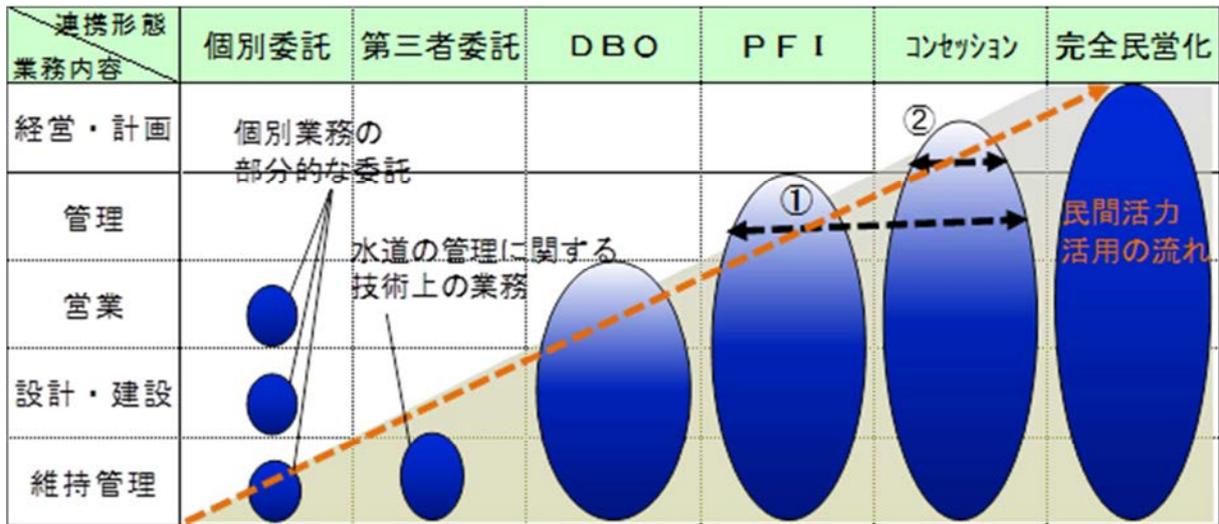


図2 水道事業における業務範囲とPPP/PFI手法との関係図

連携形態	個別委託	第三者委託	DBO	PFI	コンセッション	完全民営化
経営・計画	× (※1)	×	×	× (※2)		
管理	× (※1)	×	×	△	●	●
営業	○	×	△	△		
設計・建設	○	×	○	○		
維持管理	○	○	○	○		

×：当該連携形態による対応は困難

△：状況に応じて対応が可能

○：対応が可能

●：対応できる可能性はあるものの、水道事業の経営主体が民間事業者に変更になることから、採用に当たっては慎重な検討が必要

注1 (※1)について、個別委託による対応は困難であることから「×」としており、直営による対応について否定するものではない

注2 (※2)について、PFI法上では「経営・計画」業務への対応は可能であるが、水道法上、民間事業者が水道事業認可を取得する必要があることが考えられることから、ここでは「×」としている。

注3 「△」は状況に応じて対応が可能としているが、下表に示すような業務内容の範囲であれば、対応可能(=「○」となる)と考えられる。

業務分類と業務内容の範囲

業務分類	業務内容の範囲
管理	資金調達(施設整備に伴うもの)、財務関連業務、人事管理業務等
営業	検針業務、窓口業務、料金徴収業務等

図3 連携形態と業務分類によるPPP/PFI手法の対応可能性

＜参考＞内閣府手引では、下記フローチャートを参考に用いることや、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案に具体的な PPP/PFI 手法が記載されている場合は当該手法を採用手法として選択することが示されている。

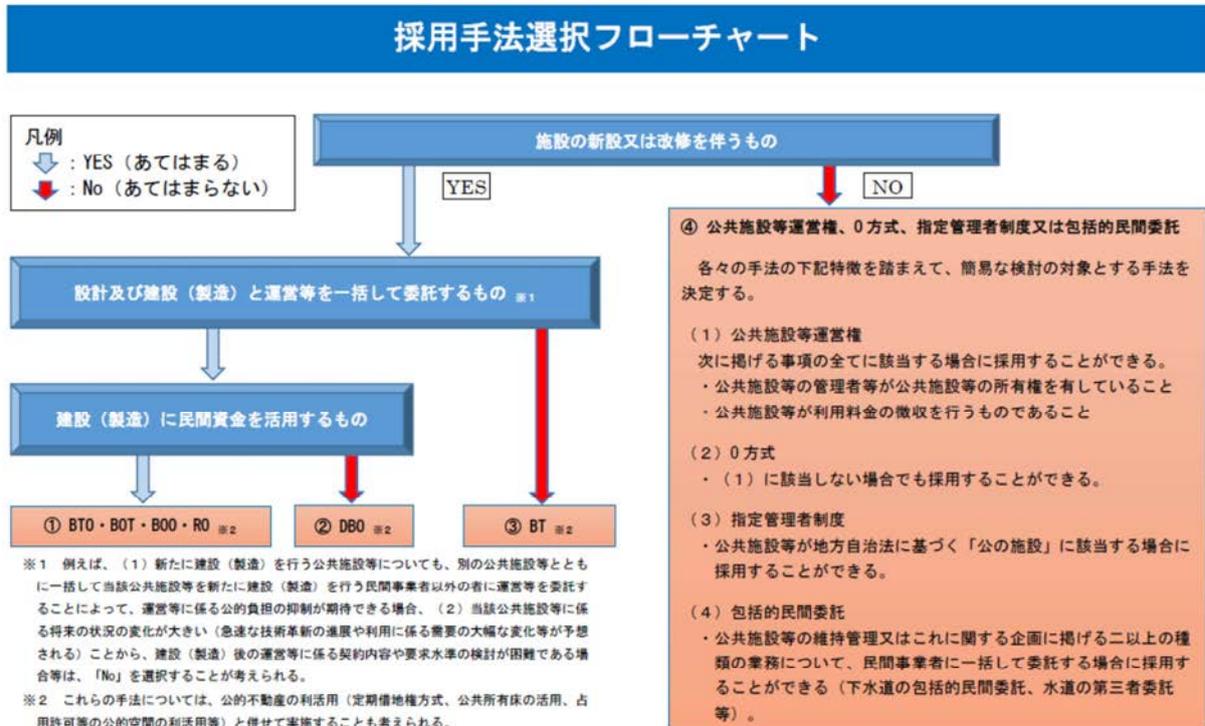


図4 内閣府手引の採用手法選択フローチャート

4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

優先的検討規程の策定例

4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

水道事業者は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略して、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略することができる場合

採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を行わないことが通例の場合

ロ 5.の簡易な検討のみを省略できる場合（6.の詳細な検討は実施する場合）

- ① 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式
- ② 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

《解説》

検討している水道施設等整備事業と同種の事例の過去の実績に照らし、当該手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が期待できると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、当該手法の導入を決定することができる。これらを省略することができる場合として、イ、ロの二通りが考えられる。

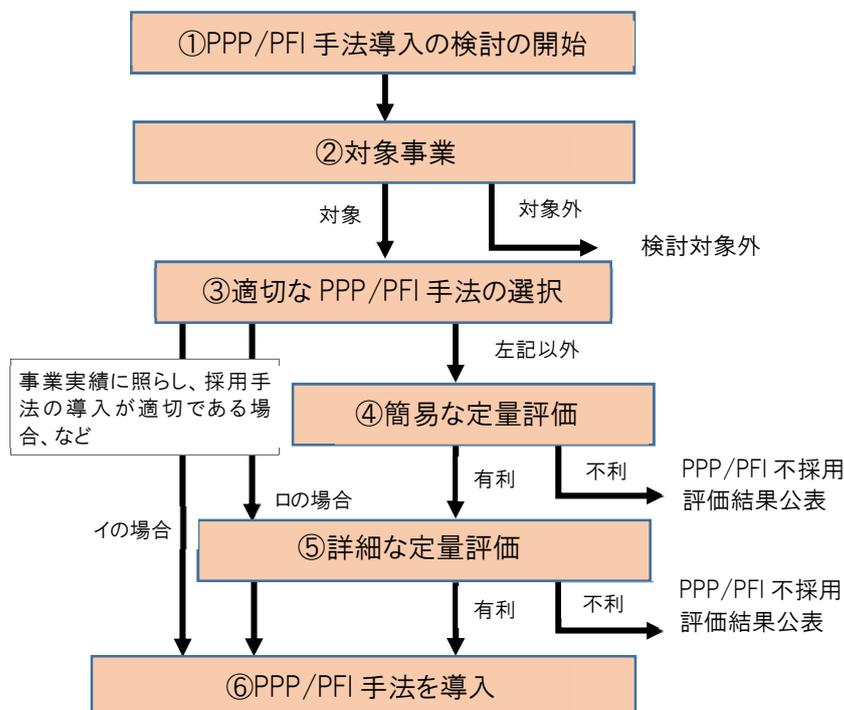


図5 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス

イ 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる場合

採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である場合は、簡易な検討及び詳細な検討を省略することが考えられる。

ロ 簡易な検討のみ省略できる場合（詳細な検討は実施する場合）

詳細な検討を実施することが前提とされている公共施設整備事業については、簡易な検討のみを省略し、詳細な検討を実施することが考えられる。例えば、

- ① 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合
- ② 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合

等が考えられる。

①の例としては、採用手法が「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」が対象としている施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業におけるBTO方式等である場合については、この場合に該当する可能性があると考えられる。なお、当該マニュアルは、下記内閣府ホームページに掲載している。

（概要） <http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual-gaiyou.pdf>

（本体） <http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual.pdf>

この他に、水道事業が評価を経ずに採用手法を決定する場合は、地方公共団体の施策によることが想定されるが、地方公営企業として独立した会計により運営する水道事業において、このようなケースは少ないと思われる。